消　食　基　第　４２７号
令　和　８　年　１０月　７　日

食品安全委員会
　委員長　祖父江　友孝　殿

内閣総理大臣　高市　早苗
（　公　印　省　略　）

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

プロパルギット

